

役場からののお知らせ

電話 72-0450
役場 73-0811
ふれあいセンター 73-0978
農業センター

子ども手当現況届受け付け開始

子ども手当を受ける方は、児童手当を受けていたときと同様に、現況届の提出が必要になります(ただし、本年4月に子ども手当の認定請求をしていた方は今回不要です)。対象者には案内を郵送しますので、申請者の印鑑と保険証をご持参のうえ、今月中に手続きをお願いします。

ひとり親家庭医療費受給者証 認定(更新)手続きについて

ひとり親家庭、またはそれに準ずると認められる家庭の保護者と18歳までのお子さんの医療費を助成します。対象は医療保険に加入している方で、世帯全員の所得税が非課税の方です。昨年所得税課税世帯のため助成を受けられなかった方は、新たに申請する必要がありますので、印鑑と世帯全員の保険証を持って申請してください。

また、現在助成を受けている方は今月末で有効期限が切れますので、郵送します申請書等にて今月中に手続きをお願いします。

問い合わせ先…住民課福祉班 笹岡(内線112)

金婚式参加者募集

高知新聞社では、県内にお住まいのご夫婦で、結婚50周年を迎える金婚夫婦を次のとおり募集します。

資格 昭和35年中に婚姻届をしている高知県在住のご夫婦(事情により婚姻の届け出が遅れた方は相談ください)。
必要書類 ①ご夫婦の戸籍謄本 ②便せんに郵便番号、住所(ふりがな)、ご夫婦の氏名(ふりがな)、年齢、職業、電話番号、結婚記念日を明記したもの
*応募の際に記入いただいた個人情報につきましては、高知新聞紙面での氏名・町名の紹介、運営上の管理およびご本人への連絡の用途に限り使用させていただきます。

締切日 6月23日(水)
式典日時 9月1日(水)午後2時開始
場所 三翠園(高知市鷹匠町1-3-35)
申し込み・問い合わせ先…住民課福祉班 松岡

浄化槽を設置しませんか補助金が出ます

水質汚濁の原因のひとつが、私たちの家庭から流れる台所や風呂、洗濯などの排水です。

【軽減の要件】 次の条件をすべて満たす方

- ◎ 離職日(離職年月日) が平成21年3月31日以降である方
- ◎ 失業時点(離職年月日) で65歳未満の方
- ◎ 「雇用保険受給資格者証」に記載される離職理由が次のいずれかの方
- 特定受給資格者(倒産・解雇等の事業主都合により離職した方)
- (離職理由コード 11・12・21・22・31・32)
- 特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)
- (離職理由コード 23・33・34)

【対象期間】

離職日の翌日の属する月から、翌年度末までの間が軽減対象となります。ただし、平成21年度の国民健康保険税については軽減対象なりません。

【軽減の内容】

対象者の国民健康保険税の算定及び軽減判定において使用する前年の給与所得を30/100として計算します。この軽減を適用することにより、対象世帯の高額療養費の自己負担限度額が変わる場合があります。

【申告の方法】

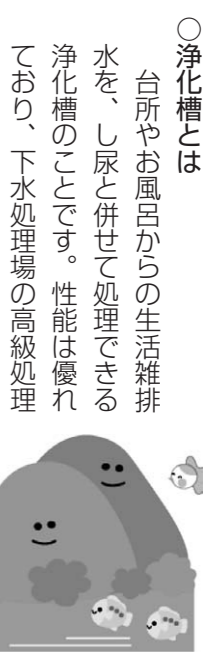
申告書の記入が必要ですので、住民課保険窓口班まで「雇用保険受給資格者証」と「印鑑」をお持ちください。

問い合わせ先…住民課保険窓口班 村岡(内線121)

水田農家の皆さまへ

戸別所得補償モデル対策の受け付けが始まりました。わが国の食料自給率向上と農業の再生を目指す対策です。加入申請期限は、6月30日です。

○水田利活用自給力向上事業



○浄化槽とは 台所やお風呂からの生活雑排水を、し尿と併せて処理できる浄化槽のことです。性能は優れており、下水処理場の高級処理機並みに排水を浄化します。

○取り付け工事は簡単です
コンパクトで場所を選びません。自動車1台分の面積があれば十分です。

○保守点検と清掃 年一回以上の清掃と、定期的な保守点検が必要です。登録・許可を受けた業者が実施します。

■ 補助金限度額 (1基当たり)	
処理対象人員(人槽)	補助金限度額
5人槽 小家族住宅用	33万2千円
7人槽 普通住宅用	41万4千円
10人槽 二世帯・大家族住宅用	54万8千円

※国や県の補助事業のため、補助金に限りがありますので、お早めに申し込みください。(平成22年度中)に設置される方を、現在受け付けています。

問い合わせ先…住民課環境班 松岡

国民健康保険税の軽減について

リストラで非自発的に職を失った給与所得者(失業時65歳未満の人)が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険税の負担を軽減します。

て関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や役場などの公共施設において、家庭や職場、地域社会などにおいての差別・セクハラ・DV・いじめ等の人権相談を受けています。一人で悩まずお気軽に法務局または人権擁護委員会にご相談ください。無料・秘密厳守で相談に応じます。

- 大豊町人権擁護委員
小笠原孝雄(八 畝)
松村 敬一(大王ト)
都築 美穂(安野々)

全国一斉「子ども人権110番」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待など、子どもの人権問題解消に向け、「子ども人権110番」電話相談の強化週間を実施します。期間中は相談時間を延長するとともに、土・日も受け付けます。

また、児童・生徒の皆さんが安心して相談できるよう、フリーダイヤルになっています。学校や家庭・友達関係の悩みごとなど、何でも相談してください。
実施期間 6月28日(月)から7月4日(日)
時間 午前8時30分から午後7時まで
※土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで

開設場所 高知地方法務局人権擁護課(高知市小津町)
☎0120-007-1110
※IP電話からは接続できません。

取扱内容 いじめ、体罰、児童虐待等、子どもをめぐる人権問題

その他 相談は無料、秘密は厳守します。

※以上の記事に関するお問い合わせは
問い合わせ先…高知地方法務局人権擁護課
☎088-822-3503